病院事業債（特別分）に関する調書

様式８

（作成時期：令和●年●月（●年●月更新））

（総務省提出：令和●年●月）

※病院事業債（特別分）の起債協議等に当たっては、本資料を時点更新の上、提出すること。その際、以前に総務省に提出した時点から変更点がある場合は、変更箇所を赤字で記載し、右上の改正年月を更新すること。

本票は、病院事業債（特別分）を起債予定の公立病院が作成すること。その際、機能分化・連携強化の取組の概要等について関係する病院間で齟齬が生じないよう、よく調整の上で作成すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 都道府県名 |  |
| ２ | 提出自治体名 |  |
| ３ | 公立病院経営強化プランの策定状況 | *経営強化プランの策定状況を記載すること。新公立病院改革プランに記載されていた取組である場合はその旨を記載すること。* |
| ４ | 病院事業債（特別分）を充当する病院名 |  |
| ５ | 二次医療圏の名称 |  |
| ６ | 機能分化・連携強化の概要 |  |
| ７ | 機能分化・連携強化の形態  （A・Bいずれかを□で囲む）  （なお、A、Bそれぞれの要件は、［　］内のとおりである。） | A　複数病院の統合  関係する病院が１病院以上減となること  B　複数病院の相互の医療機能の見直し  　　地域医療構想に沿って、関係病院等間において、以下に掲げる全ての取組が行われること  　ア　基幹病院への急性期機能の集約  　イ　基幹病院以外の病院等の急性期から回復期等への機能転換等  　ウ　基幹病院から基幹病院以外の病院等への医師派遣の増加、遠隔診療等の支援  　エ　基幹病院以外の病院等による基幹病院の術後患者等の受入体制の構築  　オ　医療情報の共有等による医療提供の連携体制の構築 |
| ８ | 事業スケジュール | *・令和●年●月：●●*  *・令和●年●月：基本計画作成*  *～*  *・令和●年●月：基本設計着手*  *・令和●年●月：実施設計着手*  *～*  *・令和●年●月：本体工事着手*  *～*  *・令和●年●月：××病院廃止、▲▲病院の●●科を○○病院へ。*  *・令和●年●月：新病院開院* |

**９は、７でAを選択した場合に記入**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ９ | 統合の概要 | *＜下記の点について、必ず触れること＞*  *・どの病院がどの病院と統合するか*  *・統合の目的*  *・関係する病院の統合前と統合後の役割の違い*  *・関係する病院の統合前後の開設者（指定管理者制度である場合は指定管理者についても記載）*  *・公立病院を廃止する場合は、廃止される病院が担っていた役割を、当該地域でどのように担うか* |

**10、11、12は、７でBを選択した場合に記入**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 10 | 複数病院の相互の医療機能の見直しの概要 | *＜下記の点について、必ず触れること＞*  *・どの病院がどの病院と、相互の医療機能の見直しを行うのか*  *・医療機能の見直しの目的*  *・関係する病院の、医療機能の見直し前と見直し後の役割の違い*  *・関係する病院の、医療機能の見直し前と見直し後の開設者（指定管理者制度である場合は指定管理者についても記載）* |
| 11 | 複数病院の相互の医療機能の見直し後、基幹病院になる病院と、基幹病院以外の病院等の別 | ・基幹病院：*●●病院*  ・基幹病院以外の病院等：*▲▲病院、××診療所* |
| 12 | 要件ア～オのそれぞれの取組内容  ※どの病院が、何を、どの程度実施するのか、なるべく定量的に記述すること。 | ア　基幹病院への急性期機能の集約  *＜下記の点について、必ず触れること＞*  *・取組の前後で、高度急性期病床と急性期病床が、基幹病院と基幹病院以外の病院等でそれぞれ何床から何床になるか*  イ　基幹病院以外の病院等の急性期から回復期等への機能転換等  *＜下記の点について、必ず触れること＞*  *・取組の前後で、高度急性期病床や急性期病床から、回復期病床や慢性期病床への転換が、どの病院等で行われ、何床から何床になるか*  ウ　基幹病院から基幹病院以外の病院等への医師派遣の増加、遠隔診療等の支援  *＜下記の点について、必ず触れること＞*  *・どの病院（基幹病院）から、どの病院等へ、従来どれくらい医師派遣をしており、今回の取り組み後、どの病院から、どの病院等へ、どれくらい医師派遣がなされるか*  *・どの病院（基幹病院）が、どの病院等とどのような方法で、どのような遠隔診療支援等を実施するか*  エ　基幹病院以外の病院等による基幹病院の術後患者等の受入体制の構築  *＜下記の点について、必ず触れること＞*  *・どの病院（基幹病院）とどの病院等が連携するのか*  *・どの病院等で、どのような術後患者を受け入れるか*  オ　医療情報の共有等による医療提供の連携体制の構築  *＜下記の点について、必ず触れること＞*  *・どの医療機関とどの医療機関が、どのような手段により医療情報の共有を行うか。また、どのような効果がどの程度見込まれるか* |

**13は７での選択（A又はB）にかかわらず必ず記入**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 13 | 病院事業債（特別分）の対象とする施設・設備の内容 | ①関係病院等間のネットワーク形成のための患者搬送車、遠隔医療機器等  *＜下記の点について、必ず触れること＞*  *・関係医療機関において、どのような輸送手段又は遠隔医療機器等を配備する予定か*  *※該当がない場合は「該当なし」とすること* |
| ②－１　経営主体の統合に伴う情報システムの統合  *＜下記の点について、必ず触れること＞*  *・関係医療機関においてどのような情報システムを配備する予定か*  *・関係医療機関との間でどのような連携を予定しているのか*  *※本経費は、経営主体を統合する場合のみが対象であることに留意すること*  *※該当がない場合は「該当なし」とすること* |
| ②－２　関係病院等の医療情報の共有に必要となる情報システム  *＜下記の点について、必ず触れること＞*  *・関係医療機関にどのような情報システムを配備する予定か*  *・関係医療機関との間でどのような連携を予定しているのか*  *・システムの導入が医療情報の共有に必要な理由及び期待される効果*  *※該当がない場合は「該当なし」とすること* |
| ②－３　医師等の働き方改革に必要となる情報システム  *＜下記の点について、必ず触れること＞*  *・関係医療機関にどのような情報システムを配備する予定か*  *・当該システム導入が医師等の働き方改革に必要な理由及び期待される効果*  *※該当がない場合は「該当なし」とすること* |
| ③　機能分化・連携強化に伴う役割分担により、基幹病院に新たに整備される高度医療又は救急医療の用に供する施設及び医師の研修又は派遣の拠点機能を有する施設並びにこれらの施設に設置される医療機器等  *＜下記の点について、必ず触れること＞*  *・高度医療又は救急医療の用に供する施設及び医療機器等を整備する場合は、どのようなものを整備するのか、なるべく具体的に記載すること*  *・医師の研修又は派遣の拠点機能を有する施設及び医療機器等を整備する場合は、どのようなものを整備するのか、なるべく具体的に記載すること*  *・なお、基幹病院の新設・建替等に当たって充当する場合は、当該基幹病院の新設・建替等の整備費のうち、「高度医療又は救急医療の用に供する施設及び医師の研修又は派遣の拠点機能を有する施設並びにこれらの施設に設置される医療機器等の整備に要する経費」をどのように算出するかについて、その方法を記載すること（別紙でも可）*  *※本経費は、基幹病院における整備のみが対象であることに留意すること*  *※該当がない場合は「該当なし」とすること* |
| ④機能分化・連携強化に伴う基幹病院以外の既存施設の改修、医療機器等の整備  *＜下記の点について、必ず触れること＞*  *・関係医療機関で、どのような改修や医療機器の整備をどのような目的で行うのか。*  *※該当がない場合は「該当なし」とすること* |
| ⑤複数病院の統合に伴い必要となる病院の整備  *＜下記の点について、必ず触れること＞*  *・⑤を対象経費にする場合は、既存施設の改修ではなく、新設・建替とする必要性について記入すること*  *※該当がない場合は「該当なし」とすること* |
| ⑥複数病院の相互の医療機能の見直しに伴い必要となる基幹病院の整備に要する経費  *＜下記の点について、必ず触れること＞*  *・⑥を対象経費にする場合は、既存施設の改修ではなく、基幹病院の新設・建替とする必要性について記入すること。*  *※該当がない場合は「該当なし」とすること* |

**以下は、７でBを選択し、かつ、13の⑥を対象とする場合に記入**

・13の⑥の経費は、基幹病院から不採算地区病院への医師派遣の相当程度の増加及び遠隔診療等の支援の強化により、救急医療等の地域において必要とされる不採算地区病院の機能を維持する旨が、協定書等において明示されていることが要件であるため、その内容について記入すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 14 | 連携相手の不採算地区病院 | ・病院名：  ・開設者： |
| 15 | 協定書等の種類、作成日、公表方法 | ○書類の種類（下記の中から該当するものを□で囲む）  ①統合協定書  ②連携協約書（地方自治法第252条の２に基づく手続き）  ③その他  ○作成日：令和●年●月  ○議会での議決又は議会への報告時期：  ○公表方法： |
| 16 | 「救急医療等の地域において必要とされる不採算地区病院の機能」として、どのような医療機能を15の協定書等で定めているか |  |
| 17 | 15の協定書等において、不採算地区病院の機能の維持のために、基幹病院から不採算地区病院ヘの医師派遣の取組として、どのようなことを定めているか | ①機能分化・連携強化の取組の前の医師派遣の状況  *＜下記の点について、必ず触れること＞*  *・基幹病院から不採算地区病院へ、何人の医師がどのくらいの頻度で、どのような診療を行うために派遣されていたか*  ②機能分化・連携強化の取組の後の医師派遣の状況  *＜下記の点について、必ず触れること＞*  *・基幹病院から不採算地区病院へ、何人の医師がどのくらいの頻度で、どのような診療を行うために派遣する予定か*  *※　協定書等には、医師派遣の相当程度の増加を盛り込むことが必要とされているので、留意すること。なお、「相当程度」とは、16の不採算地区病院の機能の維持のために不足する医師を補完する程度を指す。* |
| 18 | 15の協定書等において、不採算地区病院の機能の維持のために、基幹病院が行う取組としてどのようなことを定めているか（医師派遣以外の取組を記載） | *＜下記の点について、必ず触れること＞*  *・基幹病院が行う取組、期待される効果* |
| 19 | 「基幹病院から不採算地区病院への医師派遣の相当程度の増加及び遠隔診療等の支援の強化」により、右欄の①～④それぞれについてどのようなことが可能になる予定か、①～④について当てはまる効果を記載 | ①不足する診療科目又は救急医療等の病院機能の新設・再開  ②休止に直面している診療科目又は救急医療等の病院機能の維持  ③機能見直しに伴い対応が困難となる診療科目又は救急医療等の病院機能の維持  ④上記①～③以外に見込まれる効果 |